

川越市有料老人ホーム設置運営指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川越市有料老人ホーム設置運営指導指針（以下「指針」という。）に基づき、川越市内における有料老人ホームの設置及び運営に関し、遵守されるべき手続等につき必要な事項を定め、優良な有料老人ホームの市内への設置を推進するとともに、その安定的、継続的な事業運営を確保することにより、高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱の対象者は、次に掲げる者（以下「設置者」という。）とする。

- (1) 川越市内に有料老人ホームを設置しようとする者
- (2) 既に、川越市内に有料老人ホームを設置し、運営している者（設置者の責務）

第3条 設置者は、この要綱に定める手続等を遵守し、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第29条第1項に従い、川越市長（以下「市長」という。）への届出を行わなければならない。

2 設置者は、設置届の内容に変更が生じた際は、法第29条第2項又は第3項に従い、市長への届出を行わなければならない。

(審査の手続)

第4条 設置者は、事前相談と事前協議の2段階の審査を受けなければならない。なお、介護付有料老人ホームとして審査を受けようとする設置者は、特定施設入居者生活介護の指定に関し川越市と協議しなければならない。

(審査対象)

第5条 老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他日常生活上必要な便宜の供与をする事業を行う施設の設置計画にあっては、設置者は、設置主体及び設置形態の如何を問わず、この要綱に定める審査を受けなければならない。

(事前相談)

第6条 設置者は、都市計画法による開発許可等の申請前、それ以外の場合には、建築基準法による建築確認申請前に、有料老人ホーム設置事前相談書（様式第1号）に次に掲げる事項を記載した書類等を添付して、市の事前相談を受けなければならない。

- (1) 設置主体に関する資料
- (2) 事業計画に関する資料
- (3) 案内図、平面図
- (4) 有料老人ホーム重要事項説明書（川越市有料老人ホーム設置運営指導指針（平成24年3月27日決裁。以下「指針」という。）様式。以下「重要事項説明書」という。）
- (5) 川越市有料老人ホーム設置運営指導指針適合表
- (6) その他参考となる資料

2 事前相談では、設置計画が指針適合した内容かどうか等について、確認を行うものとする。

(事前協議)

第7条 設置者は、前条の事前相談後、市が事前協議の審査に入る旨指示をした際は、有料老人ホーム設置計画事前協議書(様式第2号)に、次に掲げる事項を記載した書類等を添付して、川越市福祉部長に協議しなければならない。

- (1) 設置主体に関する事項
 - ア 法人の概要
 - イ 役員等名簿
 - ウ 法人定款
- (2) 立地条件に関する事項
 - ア 土地の権利関係
 - イ 建物の権利関係
- (3) 規模及び構造設備について
 - ア 敷地面積
 - イ 建築面積
 - ウ 延べ床面積
 - エ 建物構造
 - オ 施設設備の概要
 - カ 各室面積表
- (4) 募集計画に関する事項
 - ア 募集方法
 - イ 対象層
 - ウ 対象地域
 - エ 募集組織
 - オ 年次計画
 - カ 募集活動費
- (5) 運営・管理等に関する事項
 - ア 入居対象者
 - イ 入居定員
 - ウ 職員配置計画
 - エ 管理内容(管理規程、夜勤体制、防火防災体制、その他)
- (6) サービスに関する事項
 - ア 介護に関する事項
 - (ア) 介護サービスの内容・範囲
 - (イ) 介護を行う場所・介護体制
 - (ウ) 介護費用の算定基礎
 - (エ) 費用徴収の方法
 - (オ) 移行の条件(居室外介護の場合)
 - (カ) その他
 - イ 医療に関する事項
 - (ア) 嘱託医の氏名
 - (イ) 嘱託医の履歴書
 - (ウ) 嘱託医の診療科目
 - (エ) 嘱託医の診療日程
 - (オ) 協力病院、提携病院の名称
 - (カ) 協力病院、提携病院の診療科目

- (キ) 協力病院、提携病院の病床数
- (ク) 協力病院、提携病院の距離
- (ケ) 協力病院、提携病院の所要時間
- (コ) 協力病院、提携病院の提携受諾書
- ウ その他のサービスに関する事項
 - (ア) サービスの種類
 - (イ) 内容
- (7) 事業収支等に関する事項
 - ア 資金計画に関する事項
 - (ア) 資金調達計画
 - (イ) 返済計画
 - (ウ) 入居率の設定
 - (エ) 損益分岐点の設定
 - (オ) 長期的な経営計画
 - (カ) 金融機関の融資同意書（設置者が建物の建設、改修のために金融機関から融資を受ける場合に限る。）
 - イ 事業収支計画に関すること
 - (ア) 資金収支計画書
 - (イ) 損益収支計画書
- (8) 一時金に関する事項
 - ア 算定の基礎
 - イ 保全措置の内容
- (9) 退去時の返還金に関する事項
- (10) 入居契約書
- (11) 市場調査結果報告書
- (12) 重要事項説明書
- (13) 川越市有料老人ホーム設置運営指導指針適合表
- (14) その他参考となる資料
(事前協議済書の交付)

第8条 市は、前条の事前協議の結果、設置計画の内容が指針に適合していると認めた場合、又は一部不適合であるが指針4（8）に定める理由等によりやむを得ない計画と認める場合、設置者に有料老人ホーム設置計画事前協議済書（様式第3号。以下「協議済書」という。）を交付するものとする。

なお、設置計画の内容が指針に一部不適合である場合は、協議済書に不適合事項を記載することとし、不適合事項を記載した協議済書の交付を受けた施設にあっては、重要事項説明書に当該不適合事項を記載するものとする。

（協議終了から届出までの状況報告）

第9条 前条に規定する協議済書の交付を受けた設置者は、次に掲げる事項について、市から進捗状況の報告を求められたときは、速やかに報告するものとする。

- (1) 用地の取得状況
- (2) 都市計画法、農地法、建築基準法の手続きの進捗状況
- (3) 資金調達及び融資の状況
- (4) 入居見込者確保の状況

(5) その他関連事項

(設置届)

第10条 設置者は、建築確認後すみやかに、老人福祉法施行細則（昭和62年川越市規則第17号。以下「法施行細則」という。）様式第30号により、第3条第1項に定める届出を行わなければならない。

(入居者の募集)

第11条 入居者の募集は、前条に定める届出が受理された後でなければ開始してはならない。

(建設工事の着工)

第12条 建設工事は、第10条に定める届出が受理された後でなければ着工してはならない。

(変更届)

第13条 設置者は、設置届の内容に変更が生じた際は、法施行細則様式第31号又は様式第32号により、第3条第2項に定める届出を行わなければならない。

(情報の公開)

第14条 川越市は、設置者から提出のあった届出等の情報を公開するものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

有料老人ホーム設置計画事前相談書

年 月 日

（提出先）
川越市福祉部長

住 所
氏 名 ④

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

有料老人ホームの設置を計画しましたので、川越市有料老人ホーム設置
運営指導要綱第6条に基づき事前相談を受けたく申し出ます。

記

1 添付資料

- （1）設置主体に関する資料
- （2）事業計画に関する資料
- （3）案内図、平面図
- （4）有料老人ホーム重要事項説明書
- （5）川越市有料老人ホーム設置運営指導指針適合表
- （6）その他参考となる資料

様式第2号（第7条関係）

有料老人ホーム設置計画事前協議書

年 月 日

（提出先）
川越市福祉部長

住 所
氏 名 ④

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

下記の有料老人ホームの設置を計画したので、川越市有料老人ホーム設置運営指導要綱第7条に基づき必要な書類を添えて協議します。

- 1 有料老人ホームの名称
- 2 有料老人ホームの所在地
- 3 添付資料
 - (1) 設置主体に関する資料
 - (2) 立地条件に関する資料
 - (3) 規模及び構造設備に関する資料
 - (4) 募集計画に関する資料
 - (5) 運営・管理等に関する資料
 - (6) サービスに関する資料
 - (7) 事業収支等に関する資料
 - (8) 一時金に関する資料
 - (9) 退去時の返還金に関する資料
 - (10) 入居契約書
 - (11) 市場調査結果報告書
 - (12) 有料老人ホーム重要事項説明書
 - (13) 川越市有料老人ホーム設置運営指導指針適合表
 - (14) その他参考となる資料

様式第3号（第8条関係）

有料老人ホーム設置計画事前協議済書

年 月 日

様

川越市福祉部長

下記の有料老人ホーム設置計画については、川越市有料老人ホーム設置運営指導要綱第7条に基づく事前協議済です。

今後、すみやかに川越市長あて、老人福祉法第29条第1項に基づく有料老人ホーム設置届を提出してください。

記

- 1 有料老人ホームの名称
- 2 所在地
- 3 設置、運営主体の名称
- 4 住所（所在地）
- 5 代表者氏名